

土砂災害のおそれのある区域
からの**住宅の移転**を支援します！



恵那市公式キャラクター
エーナ

恵那市がけ地近接等危険住宅移転事業

恵那市では、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域にお住いの方の安全を確保するため、市内の安全な場所へ移転を行うための危険住宅の除却費や代替住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を補助します。



1. 補助事業の対象

居住者がいる危険住宅であり、市内の安全な場所に移転するものが対象です。

- ・申請者は危険住宅の所有者等に限ります。
- ・危険住宅とは、次の①から④の区域内的「既存不適格住宅※」をいいます。

- ① 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第9条）
及び土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- ② 災害危険区域（岐阜県建築基準条例第4条）
- ③ がけ条例適用区域（岐阜県建築基準条例第6条第1項）
- ④ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

※「既存不適格住宅」 法令の施工前又は適用時に存在し又は工事中で、現在これらの規定に適合していない住宅

2. 補助金の額等

予算の範囲内において、各費用の補助額の合計となります。

- 危険住宅の除却にかかる費用

最大 97.5 万円



- 移転先の土地購入にかかる費用のうち

ローンに対する利子に相当する額

最大 96 万円



- 建設・改修にかかる費用のうち

ローンに対する利子に相当する額

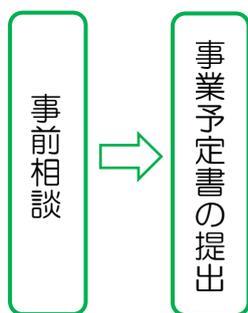
最大 325 万円



3. 申請の流れ

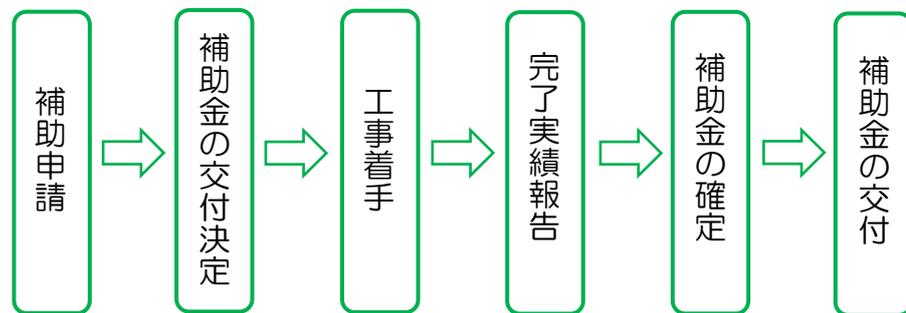
補助を受ける場合、事前相談を行う必要があります。

【事業実施前年度】



← 事前相談受付期間
4月～9月

【事業実施年度】



● 4月
→ 原則
年度内

【お問い合わせ先】

恵那市役所 建設部 建築住宅課 建築係

☎0573-26-6839 / E-mail: kenchikujyutaku@city.ena.lg.jp

